［削る］

［削る］

［削る］

２　施行規則第46条の３第１項の規定により設計変更の承認を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

［⑴・⑵　略］

⑶　１から10までの欄は注１に準じて記載すること。

［削る］

［５～９　略］

10　一般用放射等設備の場合

⑴　１枚目

試験成績書（その１）			整理番号	
			指定番号	
1　型式名		2　製造業者名		
3　利用周波数	⑴　設計値		⑵　測定値	
4　周波数変動幅	⑴　設計値		⑵　測定値	
5　高周波出力	⑴　定格値		⑵　測定値	

長

⑰　18の欄の⑴から㉓までの欄の記載は、次によること。

ア　高周波発生装置から10メートルの距離で測定した最大の値をデシベル（⑴から⑻までの欄は毎メートル１マイクロアンペアを０デシベル、⑼から㉓までの欄は毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。また、当該各欄の括弧内には、それぞれの周波数帯において電界強度又は磁界強度が最大となる利用周波数による発射及び不要発射の周波数を記載すること。ただし、周囲雑音レベルが高いため、特定の周波数において10メートルの距離で測定することができない場合は、当該周波数においては、より短い距離（３メートルを下回らない距離に限る。）で測定した最大の値を記載すること。

イ　高周波発生装置が２以上あり、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置を同時に動作させた状態で測定した値を併せて記載すること。

⑱　19の欄は、測定場所、測定機関名、測定年月日、気象条件（気温、湿度）、使用測定器名、測定方法等測定上の条件とした事項を記載すること。また、⑰のアのただし書の条件で測定した場合には、その旨、測定距離等を記載すること。

⑲　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

２　［同左］

［⑴・⑵　同左］

⑶　設計書は、１及び２の欄並びに設計変更に係る事項の欄について、注１に準じて記載すること。また、10の欄に掲げる添付図面等のうち、添付するものを○で囲むこと。

⑷　試験成績表は、注１に準じて記載すること。

［５～９　同左］

［新設］